

塩尻市建設工事余裕期間制度実施要領

令和3年4月19日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に建設資材や技術者及び労働者の確保を行うことができる余裕期間を設定する工事の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結日から工事開始日の前日までの期間をいう。

(2) 実工期

工事開始日から工事完成日までの期間をいう。

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

(4) 工事開始期限

発注者が入札公告で指定し、受注者が工事開始日として選定できる期間の末日をいう。

(5) 工事完了期限

発注者が入札公告で指定し、受注者が工事完成日として選定できる期間の末日をいう。

(余裕期間の設定及び方式)

第3条 余裕期間は、実工期の30パーセント以下、又は、60日を超えないものとする。

2 余裕期間の設定は、発注者が発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式から適用する方式を選定する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事開始日を指定する方式をいう。

(2) 任意着手方式

発注者が指定した工事開始期限までの間において、受注者が工事開始日を指定する方式をいう。

(3) フレックス方式

発注者が指定した全体工期の間において、受注者が工事開始日及び工事完成日をそれぞれ指定する方式をいう。

(対象工事)

第4条 余裕期間を設定する工事は、次の各号に該当する工事で、発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 発注者指定方式においては、工事開始日が特定されている工事であること。
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 緊急性を要しない工事であること。
- (4) 用地が確保されている工事であること。

(入札公告及び特記仕様書への記載)

第5条 発注者は、入札公告において、余裕期間を設定する工事であることを明記するものとする。

2 発注者は、余裕期間設定工事に関する特記仕様書(様式1)に必要事項を明記するものとする。

(契約関係の取扱い)

第6条 契約手続に当たっての取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載すること。
- (2) 契約保証については、全体工期を対象とする保証を求めること。
- (3) 現場代理人及び主任技術者等届の提出は、契約締結時とすること。
- (4) 任意着手方式及びフレックス方式においては、契約締結時に工事開始日報告書(様式2)を提出し、工事開始日を定めること。
- (5) 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行わない。
- (6) 前払金の請求については、工事開始日からできるものとする。

(その他)

第7条 余裕期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任において行うこととする。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

発注者指定方式による余裕期間設定工事に関する特記仕様書

本工事は、発注者指定方式による余裕期間設定工事である。

工事名 令和○年度 ○○○○事業 ○○工事

1 余裕期間及び実工期

(1) 余裕期間 契約締結日 から 令和○年○月○日まで

(2) 実工期 令和○年○月○日(工事開始日) から 工事完成日まで

2 余裕期間における技術者等の配置について

余裕期間内は、主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。

3 工事開始日前の現場管理等

(1) 余裕期間中は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、
資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(2) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

4 契約関係の取扱い

(1) 建設工事請負契約書、その他工事関係書類に記載する工期は、実工期とする。

(2) 契約保証の保証期間は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとする。

(3) 前払金については、工事開始日までは請求できない。

(4) 現場代理人及び主任技術者等届、工程表は、契約締結時に提出すること。

なお、工程表には余裕期間を記載すること。

(5) 着手届、施工計画書、請負体制報告書は、工事開始日までに提出すること。

(6) コリンズ登録は、工事開始日後、10日以内に登録すること。
(余裕期間は含めない。)

任意着手方式による余裕期間設定工事に関する特記仕様書

本工事は、任意着手方式による余裕期間設定工事である。

工事名 令和〇年度 〇〇〇〇事業 〇〇工事

1 余裕期間及び実工期

(1) 余裕期間 契約締結日 から 工事開始日(受注者指定)前日までの間

(2) 実工期 工事開始日(受注者指定) から 〇〇日間

2 余裕期間における技術者等の配置について

余裕期間内は、主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。

3 工事開始日前の現場管理等

(1) 余裕期間中は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、
資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(2) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

4 契約関係の取扱い

(1) 契約締結時に工事開始日報告書(様式1)を提出すること。

(2) 建設工事請負契約書、その他工事関係書類に記載する工期は、実工期とする。

(3) 契約保証の保証期間は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとする。

(4) 前払金については、工事開始日までは請求できない。

(5) 現場代理人及び主任技術者等届、工程表は、契約締結時に提出すること。

なお、工程表には余裕期間を記載すること。

(6) 着手届、施工計画書、請負体制報告書は、工事開始日までに提出すること。

(7) コリンズ登録は、工事開始日後、10日以内に登録すること。

(余裕期間は含めない。)

フレックス方式による余裕期間設定工事に関する特記仕様書

本工事は、フレックス方式による余裕期間設定工事である。

工事名 令和〇年度 〇〇〇〇事業 〇〇工事

1 余裕期間及び実工期

(1) 余裕期間 契約締結日 から 工事開始日(受注者指定)前日までの間

(2) 実工期 工事開始日(受注者指定) から 工事完成日(受注者指定)まで

2 余裕期間における技術者等の配置について

余裕期間内は、主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しない。

3 工事開始日前の現場管理等

(1) 余裕期間中は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(2) 余裕期間中の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

4 契約関係の取扱い

(1) 契約締結時に工事開始日報告書(様式1)により工事開始日及び工事完成日を報告すること。

(2) 建設工事請負契約書、その他工事関係書類に記載する工期は、実工期とする。

(3) 契約保証の保証期間は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期を含むものとする。

(4) 前払金については、工事開始日までは請求できない。

(5) 現場代理人及び主任技術者等届、工程表は、契約締結時に提出すること。

なお、工程表には余裕期間を記載すること。

(6) 着手届、施工計画書、請負体制報告書は、工事開始日までに提出すること。

(7) コリンズ登録は、工事開始日後、10日以内に登録すること。
(余裕期間は含めない。)

令和 年 月 日

工事開始日報告書

塩尻市長 様

(受注者)

印

次の工事について、工事開始日を定めたので報告します。

1 工 事 名

2 工事場所

3 工事開始日 令和 年 月 日

4 工事完成日 令和 年 月 日
(フレックス方式の場合)